

株式会社東日本住宅評価センター

建築物省工不法判定業務規程

令和7年5月15日

目 次

第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（判定の業務を行う時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（判定の業務を行う区域）
- 第6条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第9条（判定の実施方法）
- 第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
- 第11条（適合判定通知書の交付等）

第3章 適合性判定員等

- 第12条（適合性判定員の選任）
- 第13条（適合性判定員の解任）
- 第14条（適合性判定員の配置）
- 第15条（適合性判定員の教育）
- 第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第17条（秘密保持義務）

第4章 判定料金等

- 第18条（判定料金の納入）
- 第19条（判定料金を減額するための要件）
- 第20条（判定料金を増額するための要件）
- 第21条（判定料金の返還）

第5章 雑則

- 第22条（登録の区域等の掲示等）
- 第23条（判定業務規程の公開）
- 第24条（財務諸表等の備付け）
- 第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）
- 第26条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
- 第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第30条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第31条（損害賠償保険への加入）
- 第32条（事前相談）

附則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東日本住宅評価センター（以下「当機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第3条 判定の業務を行う時間は次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第4条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本店：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号
- (2) 首都圏北評価センター：埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目-18-7
- (3) 同センター 東北分室：宮城県仙台市青葉区中央2-8-13
- (4) 同センター 北関東分室：栃木県宇都宮市東宿郷4-2-16
- (5) 首都圏南評価センター：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号
- (6) 同センター 静岡分室：静岡県静岡市葵区黒金町59-7

（判定の業務を行う区域）

第5条 判定の業務の区域は、日本全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 当機関は、法第38条第1項第1号イの(1)から(4)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出(建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。)しようとする者は、当機関に対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為(住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る住宅について設計住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成11年建設省令第20号)第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価(次項において「変更設計住宅性能評価」という。)を除く。)の申請又は確認(同令第7条の2第1項に規定する変更確認(次項において「変更確認」という。)を除く。)の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書(同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は確認申請添付図書(同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの(前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書

（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるとに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、当機関は、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者と当機関は別に定める「建築物省エネ法判定業務約款」に基づき、判定に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することのできない事由

により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第9条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第42条に規定する適合性判定員に実施させる。

2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4 当機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第10条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 当機関は、[前2項の規定](#)にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
- (3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条([同令第9条](#)第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。

5 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更にあてはまらないことを確認したときにあっては別記様式第3による軽微な変更にあてはまらない旨の通知書を、軽微な変更にあてはまるかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第4による軽微な変更にあてはまるかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。

7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書(以下「適合判定通知書等」という。)の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条 当機関の長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第13条 当機関の長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を第4条に規定する事務所に各一人以上配置する。

2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3 適合性判定員が病気等の事情により判定業務を実施できない場合にあっては、第4条に規定する他の事務所に所属する適合性判定員が臨時に判定業務を行うことができる。

4 当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第16条 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、事務所毎に各1人以上配置する。

2 当機関は、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に担当役員を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第17条 当機関の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

（判定料金の納入）

第 18 条 提出者等は、別表 3 又は別表 5 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る省エネ関連業務の申請が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請及び設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。
- (3) 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請とともに、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (4) 変更の項目が少ないときその他の建築物エネルギー消費性能確保計画の判定の業務が効率的に行えるものとして当機関が判断したとき。
- (5) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

（判定料金を増額するための要件）

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

（判定料金の返還）

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

（登録の区域等の掲示等）

第 22 条 当機関は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（<http://www.e-hyoka.co.jp/>）において公表するものとする。

（判定業務規程の公開）

第 23 条 当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧

に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第 24 条 当機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 25 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)を請求するには、謄本又は抄本一部につき 500 円（税込）を、(4)を請求する場合は、1 件につき 3,000 円（税込）を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中
にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性
判定終了後にあつては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法
で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに
記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができる
ようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第 28 条 当機関は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付
け、これを保存することとする。

2 当機関は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明
に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管
理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 29 条 当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の
受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措
置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第 30 条 当機関の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能
確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画
の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の
提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係
る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、当機関以外に所属する法人の役員又は
職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次の
いずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建
築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代
理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前
項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 前 3 項までに掲げる場合に準ずる場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼす

おそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 31 条 当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 30,000 千円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、令和 7 年 5 月 15 日より施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇—〇—〇—〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	32：首都圏北評価センター（東北分室及び北関東分室を含む） 31：首都圏南評価センター（静岡分室を含む）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 ㎡未満 2：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 3：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 4：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 5：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 6：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、〇〇〇〇1から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇—〇—〇—〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	32：首都圏北評価センター（東北分室及び北関東分室を含む） 31：首都圏南評価センター（静岡分室を含む）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 ㎡未満 2：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 3：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 4：床面積の合計が 2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 5：床面積の合計が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満 6：床面積の合計が 50,000 ㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、〇〇〇〇1から順に付するものとする。）

別表3 非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

1. 新規に計画書を届け出る場合は【表3-1】の料金、変更計画の場合は直前の適合通知書を当機関が交付している場合は【表3-2】の料金、それ以外は【表3-1】の料金を適用する。
2. 軽微変更該当証明の申請を行う場合は、直前の適合通知書を当機関が交付している場合は【表3-3】の料金、その以外は【表3-1】の料金を適用する。
3. 評価の対象外となる室あるいは設備のみで構成されており、省エネ計算が生じない建築物の場合の料金は、変更による場合も含め、一律33,000円（税込）とする。
4. 省エネ計算を伴わない再発行等の料金は【表3-5】の料金を適用する。
5. 適合判定通知書等や添付図書等を書面により交付する場合は【表3-6】の料金を加算する。
6. 表3-1～表3-3の料金は年間12件以上の非住宅建築物（複合建築物の非住宅部分を含む）の省エネ関連業務※の引受けが見込め、第19条(1)を適用する場合は、30%を上限に減額することができる。 ※低炭素建築物、性能向上計画認定、BELS及び省エネ適合性判定
7. 第20条を適用する場合は、10%を上限に増額することができる。

【表3-1 建築物省エネ法判定料金】

（税込 単位：円）

計算法	延べ面積※1 (㎡)	用途分類※2		
		用途①	用途②	用途③
モデル 建物法	10㎡以上～300㎡未満	154,000	77,000	121,000
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	264,000	88,000	187,000
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	308,000	88,000	231,000
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	352,000	110,000	275,000
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	385,000	121,000	308,000
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	407,000	132,000	341,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	495,000	198,000	407,000
標準 入力法	10㎡以上～300㎡未満	319,000	99,000	286,000
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	473,000	132,000	363,000
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	594,000	132,000	484,000
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	693,000	165,000	616,000
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	737,000	176,000	649,000
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	781,000	198,000	693,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	869,000	253,000	814,000

※1 延べ面積については、下記の①～④を基本とする。

- ①建築基準法の規定による延べ面積による。
- ②住宅部分を含む複合建築物の場合は、非住宅部分の面積による。
- ③非評価対象室を含む場合は、非評価対象室を除いた面積による。
- ④増改築の場合は、増改築部分の面積による。

※2 用途①、用途②、用途③の適用については（別表4 用途区分表）による。

また、複数の用途を有する場合は、用途①＞用途③＞用途②の順で料金を優先する。

※1、※2は、表3-2及び表3-3においても同じ扱いとする。

【表3-2 変更計画適合性判定料金】

(税込 単位：円)

計 算 法	延べ面積※1 (㎡)	用途分類※2		
		用途①	用途②	用途③
モ デ ル 建 物 法	10㎡以上～300㎡未満	138,600	69,300	108,900
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	237,600	79,200	168,300
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	277,200	79,200	207,900
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	316,800	99,000	247,500
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	346,500	108,900	277,200
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	366,300	118,800	306,900
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	445,500	178,200	366,300
標 準 入 力 法	10㎡以上～300㎡未満	287,100	89,100	257,400
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	425,700	118,800	326,700
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	534,600	118,800	435,600
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	623,700	148,500	554,400
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	663,300	158,400	584,100
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	702,900	178,200	623,700
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	782,100	227,700	732,600

【表3-3 軽微変更該当証明確認料金】

(税込 単位：円)

計 算 法	延べ面積※1 (㎡)	用途分類※2		
		用途①	用途②	用途③
モ デ ル 建 物 法	10㎡以上～300㎡未満	107,800	53,900	84,700
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	184,800	61,600	130,900
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	215,600	61,600	161,700
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	246,400	77,000	192,500
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	269,500	84,700	215,600
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	284,900	92,400	238,700
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	346,500	138,600	284,900
標 準 入 力 法	10㎡以上～300㎡未満	223,300	69,300	200,200
	300㎡以上～ 1,000㎡未満	331,100	92,400	254,100
	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	415,800	92,400	338,800
	2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	485,100	115,500	431,200
	3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	515,900	123,200	454,300
	4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	546,700	138,600	485,100
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	608,300	177,100	569,800

- 複数の用途がある建築物の変更の場合は、変更のある用途の料金を適用する。変更のある用途が複数ある場合は、用途①＞用途③＞用途②の順で料金を優先する。
- 変更の項目が少なく判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断でき、第19条(4)を適用するときは【表3-4】の料金とする。

【表3-4 変更の項目が少ない場合の料金】

(税込 単位：円)

計算法	変更する様式シートの種類	1種類	2種類	3種類以上
モデル建物法	10㎡以上～300㎡未満	¥22,000	¥44,000	【表3-3】を適用する
	300㎡以上～1,000㎡未満	¥39,600	¥79,200	
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	¥46,200	¥92,400	
	2,000㎡以上～3,000㎡未満	¥52,800	¥105,600	
	3,000㎡以上～4,000㎡未満	¥57,200	¥114,400	
	4,000㎡以上～5,000㎡未満	¥61,600	¥123,200	
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	¥74,800	¥149,600	
標準入力法	10㎡以上～300㎡未満	¥46,200	¥92,400	【表3-3】を適用する
	300㎡以上～1,000㎡未満	¥70,400	¥140,800	
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	¥88,000	¥176,000	
	2,000㎡以上～3,000㎡未満	¥103,400	¥206,800	
	3,000㎡以上～4,000㎡未満	¥110,000	¥220,000	
	4,000㎡以上～5,000㎡未満	¥116,600	¥233,200	
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	¥129,800	¥259,600	

1. 変更する様式シートの種類が3種類以上の場合は【表3-3】の料金を適用する。
2. 用途②の建築物については、1項の規定によらず【表3-3】の料金を適用する。

【表3-5 再発行等の料金】

(税込 単位：円)

適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合	5,500 /一通当り
記載事項(計算に影響のない事項)を変更して交付を行う場合	7,700 /一通当り

【表3-6 添付図書等の印刷料金】

(税込 単位：円)

印刷図書の種類	料金
適合判定通知書等 ^{※3}	1,100 /一通当り
適合判定通知書等+添付図書等 ^{※1}	2,750 /200枚当り ^{※2}

※1 添付図書等とは、計画書や申請書の副本と添付図書をいう。

※2 200枚を超える場合は、100枚ごとに550円を加算する。

※3 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書をいう

別表4 用途区分表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途① (ホテル・病院・集会場等)	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるもの／ないもの）	08190／08192
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室があるもの）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるもの／ないもの）	08240／08250
	病院	08260
	ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く）	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	ダンスホール	08590
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
用途② (工場・倉庫等)	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これに類するもの	08600
	（公衆電話所）	08280
	（公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋）	08310
	工場（自動車修理工場を除く）／自動車修理工場	08340／08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	（畜舎）	08420
	（堆肥舎）又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	（自動車車庫／自転車駐輪場）	08490／08500
	倉庫業を営む倉庫／倉庫業を営まない倉庫	08510／08520
	卸売市場	08610
用途③ (上記以外の用途)	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの／農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08630／08640
	幼稚園	08070
	小学校	08081
	義務教育学校／中学校、高等学校又は中等教育学校	08082／08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08111
	専修学校／各種学校	08120／08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室がないもの）	08220
	巡査派出所	08270
	郵便局／地方公共団体の市庁又は支所	08290／08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるものを除く）	08440
	飲食店（次項に掲げるものを除く）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（一部除く）で作業場の面積が50㎡以内のもの（原動機出力0.75キロワット以下に限る）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
対象外	銀行の支店、損保代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く）	08460
	事務所	08470
	料理店／キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08570／08580
	一戸建ての住宅	08010
	長屋／共同住宅	08020／08030
	寄宿舎／下宿	08040／08050
	建築物全体が、用途②の（）内の用途の場合（畜舎、堆肥舎、自動車車庫、自転車駐輪場等）	

別表5 住宅用途及び複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

1. 新規に計画書を届け出る場合は【表5-1】の料金を、変更計画の場合は直前の適合通知書を当機関が交付している場合は【表5-2】の料金、それ以外は【表5-1】の料金とする。
2. 軽微変更該当証明の申請を行う場合は、直前の適合通知書を当機関が交付している場合は【表5-3】の料金、それ以外は【表5-1】の料金とする。
3. 省エネ計算を伴わない再発行等の料金は【表3-5】の料金を適用する。
4. 添付図書等を書面により交付する場合は【表3-6】の料金を加算する。

【表5-1 建築物省エネ法判定料金】

(税込 単位：円)

用途区分	物件区分等※1		申請区分		
			単独申請	併願申請 ※2	同時申請 ※3
一戸建住宅 複合建築物の住宅部分	延べ床面積が300㎡未満		44,000	15,400	
	延べ床面積が300㎡以上		47,300	18,700	
共同住宅等※7	基本料金	共用部の計算を省略※4	47,300		18,700
		共用部の計算を行う	93,500		57,200
	戸当り加算	併願対象住戸※5		11,000	4,400
		単独対象住戸※6	11,000		
複合建築物	延べ床面積が300㎡未満※8		121,000	93,500 住宅部分が併願	
	上記以外の複合建築物		住宅部分の料金(上記)と非住宅部分の料金(表3-1)の合計		

【表5-2 変更計画適合性判定料金】

(税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分等※1		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※2	同時申請の場合 ※3
一戸建住宅 複合建築物の住宅部分	延べ床面積が300㎡未満		39,600	13,860	
	延べ床面積が300㎡以上		42,570	16,830	
共同住宅等※7	基本料金	共用部の計算を省略※4	42,570		16,830
		共用部の計算を行う	84,150		51,480
	戸当り加算	併願対象住戸※5		9,900	3,960
		単独対象住戸※6		9,900	
複合建築物	全て		・住宅部分のみの変更は上記の料金 ・非住宅部分のみの変更は表3-2の料金 ・両方に変更がある場合はその合計金額		

【表5-3 軽微変更該当証明確認料金】

(税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分等※1		軽微変更該当証明
一戸建住宅 複合建築物の住宅部分	延べ床面積が300㎡未満		22,000
	延べ床面積が300㎡以上		23,650
共同住宅等※7	基本料金	共用部の再計算がない場合	23,650
		共用部の再計算がある場合	46,750
	戸当り加算	変更対象住戸※9	4,950
		増加対象住戸※10	9,900
複合建築物	全て		・住宅部分のみの変更は上記の料金 ・非住宅部分のみの変更は表3-3の料金 ・両方に変更がある場合はその合計金額

※1 面積は建築基準法の規定による延べ床面積とし、増改築の場合は増改築部分の面積による。

※2 併願対象は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認とする。また、第19条(5)を適用し(コース2)において省エネに関する図書等を省略した場合に適用することができる。

※3 第19条(5)を適用し、併願対象のいずれかの申請と同時に省エネ適判の申請を行う場合に適用する。なお、審査中に弊社からの問合せ以外の部分において変更が生じ、再度審査が必要となった場合は同時申請ではなく「単独申請」の料金とすることができる。

※4 共用部が無い場合、又は共用部はあるが省エネ計算を省略する場合に適用する。

※5 併願申請や同時申請において他の申請の評価対象になっている住戸

※6 併願対象住戸以外の住戸

※7 住宅部分は1住戸、非住宅部分は1用途かつモデル建物法に限る。

※8 共同住宅等の料金は、基本料金に戸当り加算を加えたものとする。また、共用部の計算を行う場合で当該共用部に照明設備と換気設備以外の設備がある場合は、【表5-4】の料金を加算する。

※9 変更のある住戸（住戸を減する場合を含む）

※10 住戸を追加する場合の料金。減する場合は変更対象住戸の料金とする。

(減額の要件)

表5-1、5-2、5-3の料金は次の場合に減額することができる。

1. 住宅の省エネ関連業務※の申請が、合わせて年間300件以上見込め、第19条(1)を適用する場合は、30%を上限に減額することができる。

※設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、東京ゼロエミ住宅、低炭素建築物、性能向上計画認定、BELS及び省エネ適合性判定

2. 建築確認と設計住宅性能評価又は建築確認と長期使用構造等確認の申請と併せて省エネ適合性判定を引受け、第19条(2)を適用する場合は、30%を上限に減額することができる。
3. 建築確認と併せて省エネ適判の申請が、年間24件以上見込め、第19条(3)を適用する場合は、30%を上限に減額することができる。

【表5-4 共同住宅共用部の設備加算】

(税込 単位：円)

加算対象設備	空調設備	給湯設備	昇降機
加算金額	33,000	22,000	11,000

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社東日本住宅評価センター 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号 欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
令和 年 月 日
(建築主) 様

株式会社東日本住宅評価センター

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

(建築主) 殿

株式会社東日本住宅評価センター

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4

軽微な変更に応当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

(建築主) 殿

株式会社東日本住宅評価センター

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に応当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)